

○ 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）

改正案

現行

別表第4（第6条第3項関係）

有価証券等の区分	率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換社債券</li> <li>・ 新株引受権付社債券</li> </ul>	<p>同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。</p>
(略)	(略)

別表第4（第6条第3項関係）

有価証券等の区分	率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換社債券</li> <li>・ 新株引受権付社債券</li> </ul>	<p>同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。 ただし、証券取引所に上場されているものであつて、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が<u>同一の社債券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。</u></p>
(略)	(略)